

毎週火、金曜日発行（但し日曜に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第二回郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 国民健康保険条例の制定認可（由良町）
- 国民健康保険条例の全部改正認可（東郷町）
- 国民健康保険条例の一部改正認可（倉吉市）
- （鳥取市）
- （石見村）
- ◇教委規則 鳥取市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則
- ◇教委訓令 鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程

告示

鳥取県告示第百八十九号

国民健康保険を行う由良町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定により、

由良村国民健康保険条例の制定を昭和三十三年三月三十一日認可した。

昭和三十三年五月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百九十号

国民健康保険を行う東郷町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基づき東郷町国民健康保険条例の全部改正を昭和三十三年三月三十一日認可した。

昭和三十三年五月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百九十一号

国民健康保険を行う倉吉市に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基づき、倉吉市国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年三月三十一日認可した。

昭和三十三年五月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百九十二号

国民健康保険を行う鳥取市に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基き鳥取市国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年四月一日認可した。

昭和三十三年五月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百九十三号

国民健康保険を行う石見村に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基き石見村国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年三月三十一日認可した。

昭和三十三年五月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

教育委員会規則

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十六条の規定に基き、市町村教育委員会の行う県費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 勤務評定とは、職員が割り当てられた職務と、

責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の特性、能力及び適性、性格を、この規則に定める手続により評定することをいう。

(勤務評定の実施の範囲)

第三条 勤務評定は、臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(勤務評定の種類及び実施の時期)

第四条 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。

2 定期評定は、毎年十一月一日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間開始後五箇月を経過した日に、実施するものとする。

4 臨時評定は、県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市町村教育委員会が特に必要と認める場合に、これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第五条 教育長は、評定者と評定を受ける職員との間に監督関係が発生した日から引き続き三箇月を経過しない職員及び病氣、その他の事由により、公正な評定を行うことができないと認められる職員については、前条第二項又は第三項の規定による定期評定又は条件評定の実施の時期を、変更することができる。

(評定の期間)

第六条 評定にあたって考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は、教育長が定める。

(勤務評定の方法)

第七条 勤務評定は、職員ごとに、別に定める評定書に記載して行い、その実施要領は教育長が定める。

(評定者及び調整者)

第八条 評定者及び評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

被評定者	評定者	調整者
イ 校長	市町村教育委員会教育長	
ロ 教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、事務職員	職員の所属する学校の校長	市町村教育委員会教育長

- 2 第一項ロ欄の評定者は、その結果を、実施の日から十日以内に調整者に提出するものとする。
 - 3 調整者は、教育長の定める勤務評定実施要領によつて評定を調整するものとする。
 - 4 第一項イ欄の評定者及びロ欄の調整者は、その評定又は調整の結果を、市町村教育委員会に報告するものとする。
- (報告)
- 第九条 市町村教育委員会は、勤務評定を実施したときは、実施の日から二十日以内に、別に定める報告書により、教育委員会に報告しなければならない。
- (勤務評定書の効力)

第十条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を、示すものとする。

2 勤務評定書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を、示すものとみなす。但し、その期間は二年間を限りとする。

秘密の保持

第十一条 勤務評定の結果は、秘密の事項として取扱わなければならない。

(勤務評定書及び報告書の保管)

第十二条 勤務評定書及び報告書の保管は、勤務評定書については市町村教育委員会教育長、報告書については教育長が行うものとする。

(保存期間)

第十三条 勤務評定書及び報告書の保存期間は、二年間とする。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、勤務評定実施

について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

各 県 立 高 等 学 校
各 県 立 育、ろ う 学 校

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程を次のように定める。

昭和三十三年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十条の規定に基き、教育委員会

の行う鳥取県立学校教職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 勤務評定とは、職員が割り当てられた職務と、責任を遂行した実績並びに職務に関連して見られた職員の特性、能力及び適性、性格を、この規程に定める手続により評定することをいう。

(勤務評定の実施の範囲)

第三条 勤務評定は、臨時的任用の者及びその他教育長の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(勤務評定の種類及び実施の時期)

第四条 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。

2 定期評定は、毎年十一月一日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間開始後五箇月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評定は、教育委員会が特に必要を認める場合に、これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第五条 教育長は、評定者と評定を受ける職員との間に、監督関係が発生した日から引き続き三箇月を経過しない職員及び病氣、その他の事由により、公正な評定を行ふことができないと認められる職員については、前条第二項又は第三項の規定による定期評定又は条件評定の実施の時期を変更することができる。

(評定の期間)

第六条 評定にあつて考慮する勤務期間(以下「評定期間」という。)は、教育長が定める。

(勤務評定の方法)

第七条 勤務評定は、職員ごとに、別に定める評定書に記載して行い、その実施要領は教育長が定める。

(評定者及び調整者)

第八条 評定者及び評定の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次のとおりとする。

	被評定者	評定者	調整者
イ	校長	教育長	
ロ	教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員、技術職員、実習助手その他の職員	職員の所属する学校の校長	教育長

2 第一項ロ欄の評定者は、その結果を、実施の日から十日以内に調整者に提出するものとする。

3 調整者は、評定者の行つた評定を調整するものとする。

(報告)

第九条 勤務評定を実施したときは、教育長は、その評定又は調整の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(勤務評定書の効力)

第十条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評定書は、新たに作成されるまでの間、当該評

定期間に引き続き期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。但し、その期間は二年間を限りとする。

秘密の保持

第十一条 勤務評定の結果は、秘密の事項として取り扱わなければならない。

(勤務評定書の保管)

第十二条 勤務評定書の保管は、教育長が行う。

(保存期間)

第十三条 勤務評定書の保存期間は、二年間とする。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、勤務評定実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。